

技術情報だより

～農薬情報編～Vol.8

農薬として使用するじやないが

できない除草剤って？

取締法違反となってしまう
す。

☑農薬使用できる除草剤

農作物や人、環境への影響を評価し問題ないと判断され、**農林水産省に登録されたもの**（農林水産省登録第〇号と登録番号がある）。

☑農薬使用できない除草剤

影響評価がされていないため、栽培や管理している植物がない場所（道路、駐車場など）でのみ使用できる、**農薬登録がされていないもの**。

除草剤の分類

農作業を大きく支えている「除草剤」には、農薬として使用してできるものと、農薬として使用できないものがある存在します。

植栽地とは？

畑や家庭菜園、花壇等の植物を栽培、又は、植付予定の場所を指します。

植栽地を除く除草剤

とは？

農薬使用できる除草剤の中には、「植栽地を除く樹木等の周辺地」で登録を取っているものがあります。

植栽地を除く除草剤は、畑だけでなく**花壇や家庭菜園でも使用できません**。また、登録ラベル適用作物が「樹木等」、適用場所が「公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等」となっておりますが、**直接樹木等に散布することはできない**のでご注意ください（樹木等の周辺のみです）。

購入・使用時のポイント

ポイント

最初にも述べましたが、農薬使用できない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されています。

また、除草剤の販売場所の中には、「非農耕地専用」などの表示がされている場合があります。

あり、農薬使用できない除草剤と植栽地を除く除草剤の判別がつかず、公園や緑地等の植栽管理に用いることができ

ると誤解を与える事例が発生しています。農薬使用できない除草剤は、公園や緑地等の植栽管理に使用することはできませんので、ご注意ください。

農地やご自宅等の除草のために除草剤を購入するときは、次のポイントをよく確認してから購入・使用してください。

【購入・使用時のポイント】

農薬(農地用除草剤)のみ

- ・登録番号があるか確認
- ・ラベルに栽培作物の登録があるか確認
- ・ラベル表記の「使用時期・使用量・使用回数」を遵守



農薬(植栽地を除く除草剤)でも可※

- ・登録番号があるか確認
- ・ラベルの適用場所に「公園、庭園、～のり面等」の表記があるか確認
- ・ラベルの使用方に「植栽地を除く～」とあるか確認
- ・ラベル表記の「使用時期・使用量・使用回数」を遵守

Yes

農薬使用できない除草剤でも可※

- ・登録番号がない
- ・ラベル表記がない
- ・「農薬として使用できない」旨の表記がある
- ・使用方法、注意事項を参照の上使用

※農地用除草剤のほとんどは、植栽地を除く場合でも、管理されている植物が無い場合でも使用できます。

畑や家庭菜園等の植栽地やその周辺で使用しますか？

Yes

No

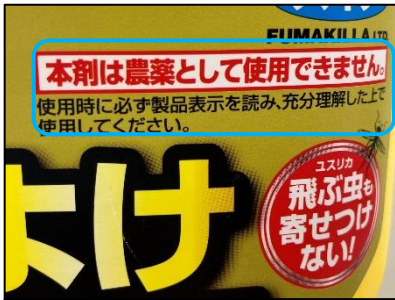
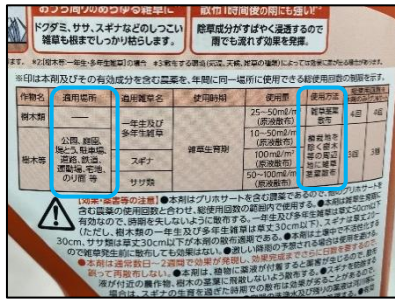
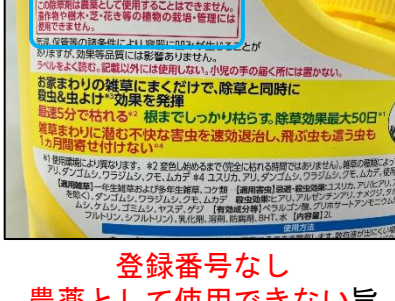
街路樹や庭木等の栽培管理されている樹木等で使用しますか？

Yes

No

周りに管理されている植物がない家の周囲や駐車場等で使用しますか？

除草剤の分類と違いについて

分類	農薬使用 できる 除草剤		農薬使用 できない 除草剤
適用場所	農地用除草剤	植栽地を除く除草剤	
ポイント	- 農林水産省登録第〇号と登録番号がある - 農作物や植栽地での使用が可能 - 作物ごとに使用方法や時期を登録（ラベルに記載） - 適用場所の表記基本なし	- 農林水産省登録第〇号と登録番号がある - 植栽地を除く樹木等の周辺地でのみ使用可能 - 花壇や家庭菜園での使用は不可。 - 適用場所が「公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等」	- 農薬登録番号がない 「農薬として使用することができない」旨が記載 - 使用方法のラベルが無い 畑、花壇等だけでなく、管理してる植物がある場所では使用できない。
使用可能場所	農地：○ 植栽地を除いた周辺：○ 管理植物が無い場所：○ 農地：作物ごとの畑等、植栽地を除いた周辺：公園、道路等の管理された樹木等の周辺(直接はNG)、管理植物が無い場所：家周辺、駐車場、道路等	農地：× 植栽地を除いた周辺：○ 管理植物が無い場所：○	農地：× 植栽地を除いた周辺：× 管理植物が無い場所：○
ラベル (容器裏面)	 登録番号あり  登録番号あり  登録番号なし 農薬として使用できない旨	 登録番号あり  登録番号なし 農薬として使用できない旨	 登録番号なし 農薬として使用できない旨
販売場所	JA等	ホームセンター等	100円ショップ等

農薬についてのお問い合わせは**お近くのJA**まで！